広島県告示第十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定によって、指定構造計算適合性判定機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十三年一月十一日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

1　名称

日本ＥＲＩ株式会社

2　住所

東京都港区赤坂八丁目五番二六号

二　変更事項及び内容

1　変更事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

2　変更内容

変更前	変更後
広島県広島市中区上八丁堀四番一号（広島支店判定部）	広島県広島市中区八丁堀一四番四号（広島支店判定部）

3　変更年月日

平成二十三年一月十七日